

(案)

シカ防護柵に係る施設点検業務委託契約書

- | | |
|-------------|---------------------------------------|
| 1 委 託 業 務 名 | シカ防護柵に係る施設点検業務
(鷹山国有林 33 に林小班外 15) |
| 2 委託業務の場所 | 別紙、点検箇所別内訳表による |
| 3 委 託 期 間 | 自 契約締結日の翌日
至 令和 8 年 2 月 27 日 |
| 4 業 務 委 託 料 | ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥) |

上記業務について、発注者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎
と受注者 は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通保有する。

令和 年 月 日

発注者 住所 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号

氏名 支出負担行為担当官
 四国森林管理局長 田中 晋太郎 印

受注者 住所

氏名 _____ 印 _____

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務（以下「業務」という。）の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、設計図書（仕様書（設置時のシカ防護柵設置仕様書、定規図含む）、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従いこれを履行しなければならない。

2 前項の設計図書に明記されていない仕様がある場合には発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、発注者が第5条第1項の規定に基づき通知する監督職員（以下「監督職員」という。）の指示に従うものとする。

3 この契約の履行に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、監督職員を経由するものとする。

4 前項の書類は、監督職員が受理した日をもって発注者に提出された日とみなす。

(権利義務の譲渡等)

第2条 受注者は、この契約書により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継されてはならない。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、業務上知り得た秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

2 受注者は、業務処理の結果（業務処理の過程において知り得た記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(監督職員)

第5条 発注者は、監督職員を定めたときは、書面によりその官職、氏名を受注者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもののほか、仕様書で定めるところにより、次の各号に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は第6条に基づいて定められた管理技術者及び現場技術員に対する指示、承諾又は協議

(2) 業務の処理のために必要な図書の作成及び交付並びに受注者が作成したこれらの図書に対する承諾

(3) 業務の処理状況の確認

(管理技術者及び現場技術員)

第6条 受注者は、管理技術者及び現場技術員を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。また、管理技術者及び現場技術員を変更したときも同様とする。

2 管理技術者は、仕様書で示された業務の適正な履行を確保するため、設計図書の内容又は施設点検業務の対象となる点検施設の構造を十分理解し、さらに点検施設の現場の状況についても熟知の上、現場技術員の指揮、監督をしなければならない。

3 現場技術員は、この契約の履行に関する運営を行うほか、この契約書に基づく受注者の権限（業務委託料の変更、委託期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第7条に係

る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を行使することができる。

- 4 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを管理技術者及び現場技術員に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により発注者に通知しなければならない。

(措置請求)

第7条 発注者は、管理技術者及び現場技術員がその職務の遂行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを求めることができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に書面により発注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から 10 日以内に書面により受注者に通知しなければならない。

(貸与物品)

第8条 発注者から受注者へ貸与する物品については、善良な管理者の注意を持って保管しなければならない。

- 2 受注者は、業務の完了、業務内容の変更又は契約の解除等によって不用となった貸与物品は、速やかに発注者に返還しなければならない。
- 3 受注者は、自己の故意又は過失により貸与物品が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(業務処理の結果の報告等)

第9条 受注者は、仕様書の定めるところにより、発注者に業務処理の結果を報告しなければならない。

- 2 発注者又は監督職員は、必要があると認めたときは、受注者に対して業務の処理状況につき調査をし、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更、中止等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対する書面による通知により業務内容を変更し、又は業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

- 2 前項の場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における損害額は発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第11条 受注者は、災害防止等のため特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、受注者は、あらかじめ、監督職員の意見を聴か

なければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置について遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第 12 条 業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

- 2 前項の場合その他業務の履行について第三者との間に紛争が生じた場合は、発注者と受注者とが協力してその処理・解決に当たるものとする。

(業務完了報告書)

第 13 条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく別に定める書類を添付した業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(検査)

第 14 条 発注者は、前条の規定による業務完了報告書を受領したときは、その日から起算して 10 日以内に業務の完了を確認するための検査を行い、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の検査に合格しなかったときは、発注者の指示により手直し又は改良を行い、再度発注者の検査を受けなければならない。この検査については、前項の規定を準用する。

(業務委託料の支払)

第 15 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対して業務委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の支払請求があった場合において、その請求が適法であるときは、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない時は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 委託期間内に業務が完了しないとき又は委託期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 管理技術者を配置しなかったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除件)

第 17 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

- (1) 受注者が第 2 条の規定に違反したとき。
- (2) 業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者がこの契約の業務の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みのないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に委託料債権を譲渡したとき。
- (8) 第20条又は第21条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時事業の委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による

課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(11) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(12) 第 10 号及び前号に掲げる場合のほか、この契約について不正行為をしたとき。

(13) 受注者が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

ア 暴力的な要求行為

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

オ その他前各号に準ずる行為

2 受注者は、この契約に関して受注者又は受注者の代理人が前項第 11 号又は第 12 号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（必要による発注者の解除）

第 18 条 発注者は業務が完了しない間は、第 16 条又は第 17 条の規定による場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 19 条 第 16 条各号又は第 17 条第 1 項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第 16 条又は第 17 条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第 20 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がない時は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

（受注者の催告によらない解除権）

第 21 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(1) 第 10 条第 1 項の規定により業務内容を変更したため業務委託料の額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 第 10 条第 1 項の規定による業務の中止期間が委託期間の 2 分の 1 を超えたとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第 22 条 第 20 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めも帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

（解除に伴う措置）

第 23 条 発注者は、業務の完了前にこの契約を解除した場合において、受注者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分に相当する業務委託料相当額を受注者に支払わなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第 24 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 委託期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第 16 条又は第 17 条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
- (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 第 16 条又は第 17 条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務の完了前に受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。

5 第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、業務委託料から出来形部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和 31 年政令第 337 号）第 29 条第 1 項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを受注者に請求することができるものとする。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第 25 条 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員を含む。）が次のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者の請求に基づき、業務委託料（契約締結後業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合、発注者は、受注者に対して書面により請求するものとする。

- (1) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人が、独占禁止法第 3 条の規定に違反し、又は受注者である設計共同体（以下「受注者等」という。）が同法第 8 条第 1 号の規

定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

- (2) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人に、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者等に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令の全てが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) この契約に関し、前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該機関（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者又は受注者の代理人に対し、納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次項第2号において同じ。）の刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) この契約に関し、公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 この契約に関し、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する業務委託料の10分の1に相当する額のほか、業務委託料の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定に適用があるとき。
 - (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延

利息を発注者に支払わなければならない。

4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第20条又は第21条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第18条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣の定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(契約外の事項)

第27条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定める。

(紛争の解決)

第28条 この契約に関して紛争を生じた場合は、発注者と受注者とが協議して選任した者の調停により解決するものとする。

シカ防護柵に係る施設点検業務委託標準仕様書

第1 適用範囲

この仕様書は、森林管理局、森林管理署、支署、森林管理事務所、治山センター及び総合治山事業所の長が委託するシカ防護柵に係る施設点検業務の仕様書として、業務に必要な事項を定めたものである。

第2 管理技術者及び現場技術員の資格

管理技術者及び現場技術員は別に定める資格を有する者とし、シカ防護柵に係る施設点検業務委託契約書第6条により実施しなければならない。

第3 一般的業務

- 1 管理技術者は、常に現場技術員の業務を掌握し、指揮、監督をしなければならない。
- 2 現場技術員は、既存施設の適切な点検・診断結果を確保するため、監督職員の指示に従って業務を厳正に実施しなければならない。
 - (1) 現場技術員は、監督職員が指示する調査・測量又は製図・複写についても従事しなければならない。
 - (2) 現場技術員は、監督職員の指示によって、外部への連絡若しくは通知を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えなければならない。

第4 業務実施状況の点検

管理技術者及び現場技術員は、別に定める様式により、次に掲げる事項を記入した業務処理結果報告書を作成し、監督職員の要求があったときは遅滞なくこれを提出して、業務実施状況の点検を受けなければならない。

- (1) 実施した業務の内容
- (2) その他必要事項

第5 業務完了報告書の添付書類

シカ防護柵に係る施設点検業務委託契約書第13条の報告書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 業務実績報告書
- (2) 業務処理結果報告書
- (3) その他必要な書類（補修計画書、記録図面、記録写真等）

第6 管理技術者及び現場技術員の資格は次のとおりとする。

技術者の区分	職種区分	職種区分定義
管理技術者	技師（A）	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。
現場技術員	技術員	上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

第7 本業務は次に示すシカ防護柵を点検するものとする。

- ・香川森林管理事務所 鷹山国有林33に林小班外2

・愛媛森林管理署 行長山国有林 40 は 11 林小班外 12

のうち別途指示する区域図に示す区域のシカ防護柵とする。

第 8 現場技術員が行う本業務の内容は、次のとおりとする。

1 業務の概要

シカ防護柵について、シカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に、目視観察等を実施して、損傷箇所の位置、施設の異常の有無及び損傷の状況を業務実績報告書（様式 3）に記録し、写真撮影を行うとともに、簡易な補修を行い、簡易な補修ではシカ防護柵の機能が維持できない場合は補修計画書（様式 4）を作成する。

2 各点検項目

（1）位置確認

シカ防護柵の損傷位置を確認して、図面上に位置及び座標を記録する。

（2）目視観察・簡易計測

シカ防護柵の支柱、張りロープ、ネット、押さえロープ等の外観をシカ防護柵設置仕様書及び定規図を参考に目視により観察するとともに、必要に応じて携帯用の計測機器等で計測を実施して、シカ防護柵の異常の有無、損傷の状況等を把握して記録する。

シカ防護柵内のシカ侵入痕跡、防護柵内外のシカの食害状況等を把握して記録する。

シカ防護柵内及び周辺でシカを目撃した場合は、目撃頭数（雄雌・成獣幼獣別）等を把握して記録する。

（3）簡易な補修

労務者を指示して、傾斜した支柱の復元、ロープの張り替え及び張り具合の調整、ネットの破損箇所の部分補修及び張り具合の調整等を行う。ただし、点検に従事している労務者だけでは補修が困難で、別途資材搬入が必要な場合は簡易な補修の対象外とする。

シカ防護柵に絡まり絶命したシカの亡骸については、ネットから取り外し、損傷箇所を補修後、監督職員に報告すること。なお、シカ防護柵に絡まり生存しているシカを発見したときは、速やかに監督職員へ報告すること。

（4）写真撮影

シカ防護柵、シカ侵入痕跡、シカの食害等について、全景、異常部位等の状況の写真撮影を実施し記録する。

シカ防護柵の簡易な補修を実施した場合は、補修前後の写真撮影を実施し記録する。

（5）補修計画

シカ防護柵について、簡易な補修では機能が維持できない場合、再補修等の必要性・緊急性を判断して、補修計画書（様式 4）を作成する。

3 監督職員への報告

簡易な補修ではシカ防護柵の補修が困難な箇所や必要な指示を受けることが必要な場合は、速やかに監督職員へ報告し指示を受けること。

第 9 報告書等

1 管理技術者及び現場技術員の業務処理結果報告書

シカ防護柵に係る施設点検業務委託契約書第9条に基づき報告する第4の「業務処理結果報告書」は、様式1及び2によるものとする。

2 業務実績報告書

シカ防護柵に係る施設点検業務委託契約書第13条に基づき提出する第5の(1)の「業務実績報告書」は、様式3によるものとする。

第10 安全管理体制の確保

業務の実施に当たっては、次の各号を現場技術員に遵守させ、災害の防止に努めること。

- 1 一般通行人の見やすい箇所（車両付近等）に委託業務名、委託期間、発注者名及び受注者名を記載した作業表示板を設置すること。
- 2 蜂、豪雨、出水その他天災への安全対策として、常にこれに対処できる体制を確立しておくこと。
- 3 緊急時の連絡体制（別紙様式）を作成し、監督職員を経由し、発注者へ提出すること。

第11 その他

- 1 業務に必要となる作業服、靴等は受注者が準備すること。また、現場技術員の服装は、現場に合った軽快な作業服とし、特に派手なものは避けること。
- 2 業務に必要となる自動車は受注者が準備すること。また、交通事故防止を徹底し、万一事故が発生した場合は受注者の責で処置すること。
- 3 関係法令等を遵守し、現場技術員の現場における安全等に十分に配慮すること。
- 4 業務に必要となる図書、機器等は受注者が準備すること。
- 5 業務に使用するパソコン、記録媒体等については、盗難、破壊、情報の流出等がないよう受注者において厳重に管理し、コンピューターウィルスへの感染がないようウィルスチェックソフトを導入する等の必要な措置を受注者において実施すること。また、情報の流出等不正な行為があった場合は、直ちに監督職員に連絡し、契約期間が満了した後は、ハードディスク等に保存されたデータは完全に消去すること。
- 6 業務に従事する現場技術員は地域住民、入林者等と接する機会が多いので、地域住民、入林者等の心証を害しないよう十分に配慮すること。

(様式 1)

業務処理結果報告書 (管理技術者)

		監督職員	
委託業務名	年 月 日 (曜日)	天候	
[実施した業務の内容]			
[その他特記事項]			
[勤務時間] 本部打合せ 時間 (: ~ :) その他業務 時間 (: ~ :) 勤務時間計 時間			
管理技術者氏名			

※ 指示、承諾、協議等のある場合は、「その他特記事項」欄にその事項を記載し、必要に応じ「写」を添付すること。

(様式2)

業務処理結果報告書（現場技術員）

		監督職員	
委託業務名	年 月 日（曜日）	天候	
[現場における業務]			
[内 業]			
[その他特記事項]			
[勤務時間] 外 業 時間（ : ～ : ） 内 業 時間（ : ～ : ） 本部打合せ 時間（ : ～ : ） 勤務時間計 時間			
現場技術員氏名			

※ 指示、承諾、協議等のある場合は、「その他特記事項」欄にその事項を記載し、必要に応じ「写」を添付すること。

(様式3)

業務実績報告書

1 現場技術員氏名

2 業務年月日 ・ 時 間

年 月 日 時 分～ 時 分	実働時間（時・分）	業務実施場所（国有林名等）	点検方法
～			
～			
～			
～			

※ 「業務方法」には、踏査、遠望、無人航空機使用等のシカ防護柵の点検方法を記載すること。

3 シカ防護柵点検結果

業務実施場所 （国有林名等）	点 検 結 果 （異常の有無にかかわらず点検概要を記載）	写 真 番 号	森林官等 報告日時

4 シカ食害状況点検内容

業務実施場所 (国有林名等)	点 検 結 果 (食害の有無にかかわらず点検概要を記載)	写 真 番 号

5 簡易な補修内容

業務実施場所 (国有林名等)	簡 易 な 補 修 内 容 (補修状況及び補修困難状況と貸付物品の使用状況及び数量を記載)	写 真 番 号

6 その他特記事項

7 写真

別添のとおり

(様式4)

補 修 計 画 書

委託業務名	シカ防護柵に係る施設点検業務（足川山国有林95い2林小班外31）
委託業務場所	〇〇山国有林〇〇林班〇〇小班
○補修計画作成に至る具体的事由	
○補修計画の具体的内容 ・補修に係る所要人工数等、補修に係る具体的な必要資材等	
○補修計画実行後の具体的効果	
管理技術者氏名	